

令和05年度

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名 明石駅前歩道橋ほか橋梁定期点検業務委託

履行場所 明石市大明石町1丁目ほか地先

工種 橋梁点検

総括情報表

単価適用年月日	0-05.10.01(0)		
旅費交通費率計上 設計業務区分 報告書成果品部数(設計)	今回 01 自動率計上する 07 橋梁予備設計 01 部(区分A)	前回	

工事費内訳書

頁0-0002/0059

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						
橋梁点検・補修						
直接人件費						
道路橋定期点検 計画準備	1		式			工種 第0001号明細表
道路橋定期点検 橋梁点検（昼間）	1		式			工種 第0002号明細表
道路橋定期点検 橋梁点検（夜間）	1		式			D=通常勤務外, E=労務費調整 工種 第0003号明細表
道路橋定期点検 点検結果とりまとめ	1		式			工種 第0004号明細表
道路橋定期点検 報告書作成	1		式			工種 第0005号明細表
道路橋定期点検 打合せ協議	1		式			工種 第0006号明細表

工事費内訳書

頁0-0003/0059

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接経費						
機械器具費 夜間						D=通常勤務外, E=労務費調整
	1		式			工種 第0007号明細表
安全費						
	1		式			工種 第0008号明細表
仮設費						
	1		式			工種 第0009号明細表
直接費計 旅費○、電子○						
電子成果品等作成費						
			式			
旅費交通費(率計上)						
			式			
その他原価						
			式			
業務原価						

施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0014/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分： 2m以上 5m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=1	2m以上 5m以下		

施工単価表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0015/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分： 5m超え 10m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=2	5m超え 10m以下		

施工単価表

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0016/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分：10m超え 15m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	単位	単価	金額	備考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=3	10m超え 15m以下		

施工単価表

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0017/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分：20m超え 30m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	単位	単価	金額	備考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=5	20m超え 30m以下		

施工単価表

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0018/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分：50m超え100m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=7	50m超え100m以下		

施工単価表

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0019/0059

道路橋定期点検（計画準備）

[規格1]橋長区分：100m超え200m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=8	100m超え200m以下		

施工単価表

施工 第0-0009号内訳表

頁0-0022/0059

道路橋定期点検（橋梁点検）

[規格1]橋長区分：10m超え 15m以下

[規格2]幅員区分：20m程度

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	単位	単価	金額	備考
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費 1
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費 1
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 幅員区分 B 橋長区分 D 作業場所		=4 =3 =2	20m程度 10m超え 15m以下 作業場所->その他(現道外)		

施工単価表

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0023/0059

道路橋定期点検（橋梁点検）

[規格1]橋長区分：20m超え 30m以下

[規格2]幅員区分：4m程度

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	単位	単価	金額	備考
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費 1
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費 1
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 幅員区分 B 橋長区分 D 作業場所		=1 =5 =2	4m程度 20m超え 30m以下 作業場所->その他(現道外)		

施工単価表

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0024/0059

道路橋定期点検（橋梁点検）

[規格1]橋長区分：50m超え100m以下

[規格2]幅員区分：4m程度

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費 1
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費 1
安全費		%			#01
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 幅員区分		=1	4m程度		
B 橋長区分		=7	50m超え100m以下		
D 作業場所		=1	作業場所->主として現道上		
E 地域		=3	市街地<乙>		

施工単価表

施工 第0-0012号内訳表

頁0-0025/0059

道路橋定期点検（橋梁点検）

[規格1]橋長区分：100m超え200m以下

[規格2]幅員区分：4m程度

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費 1
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費 1
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費 1
安全費		%			#01
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 幅員区分		=1	4m程度		
B 橋長区分		=8	100m超え200m以下		
D 作業場所		=1	作業場所->主として現道上		
E 地域		=3	市街地<乙>		

施工単価表

施工 第0-0020号内訳表

頁0-0033/0059

道路橋定期点検（報告書作成）

[規格1]橋長区分： 5m超え 10m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=2	5m超え 10m以下		

施工単価表

施工 第0-0021号内訳表

頁0-0034/0059

道路橋定期点検（報告書作成）

[規格1]橋長区分：10m超え 15m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=3	10m超え 15m以下		

施工単価表

施工 第0-0022号内訳表

頁0-0035/0059

道路橋定期点検（報告書作成）

[規格1]橋長区分：20m超え 30m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)			人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)			人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)			人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)			人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)			人			1 直接人件費
合 計	10		橋			
単 位 当 り	1		橋			
A 橋長区分			=5	20m超え 30m以下		

施工単価表

施工 第0-0024号内訳表

頁0-0037/0059

道路橋定期点検（報告書作成）

[規格1]橋長区分：100m超え200m以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			
A 橋長区分		=8	100m超え200m以下		

令和5年度 明石駅前歩道橋ほか橋梁定期点検業務委託

数 量 計 算 書

令和5年度 明石駅前歩道橋ほか橋梁定期点検業務委託

番号	道路橋名(フリガナ)	路線名	種類	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	橋梁幅員条件				点検時間帯	近接点検条件別延長(m)							特定の溝橋等	備考			
							4m程度 B≤6	8m程度 6<B≤10	12m程度 10<B≤16	20m程度 16<B		地上及び梯子	高所作業車 h=12m	高所作業車 h=17m	橋梁点検車 BT-200	橋梁点検車 BT-400	点検用ボート	鉄道用高所作業車			近接点検延長計(m)		
1	茜橋 (アカネハシ)	市道大久保800号線	道路橋	2015	13.9	16.8				○	昼	13.9								13.9			
2	朝霧290号橋 (アサギリ290ゴウキョウ)	市道朝霧290号線	道路橋	2015	5.6	7.0		○			昼	5.6								5.6	○		
3	西明石310号橋 (ニシアカシ310ゴウキョウ)	市道西明石310号線	道路橋	不明	4.0	3.7	○				昼	4.0								4.0			
4	藤江人道橋 (フジエジントウキョウ)	市道藤江36号線	道路橋	1970	28.3	1.9	○				夜							28.3	28.3				
5	明石錦江歩道橋 (アカシキンコウボトウキョウ)	市道藤江36号線	道路橋	2016	52.9	6.0	○				夜		52.9							52.9			
6	明石駅前歩道橋 (アカシエキマエボトウキョウ)	市道明石中央65号線	道路橋	2016	102.3	3.9	○				夜		102.3							102.3			
7																			0.0				
8																				0.0			
9																				0.0			
10																				0.0			
11																				0.0			
12																				0.0			
13																				0.0			
14																				0.0			
15																				0.0			
16																				0.0			
17																				0.0			
18																				0.0			
19																				0.0			
20																				0.0			
21																				0.0			
22																				0.0			
23																				0.0			
24																				0.0			
25																				0.0			
合計					207.0		4	1	0	1	6	23.5	155.2	0.0	0.0	0.0	0.0	28.3	207.0	1.0	点検対象6橋		

点検条件総括表

番号	道路橋名	点検時間帯	近接点検延長計(m)	幅員(m)	特定の溝橋等	橋長区分	幅員区分	代表的使用機材	交通誘導警備員配置	備考
1	茜橋	昼	13.9	16.8		10<L≤15	20m程度	地上及び梯子		
2	朝霧290号橋	昼	5.6	7.0	○	5<L≤10	8m程度	地上及び梯子		
3	西明石310号橋	昼	4.0	3.7		2≤L≤5	4m程度	地上及び梯子		
4	藤江人道橋	夜	28.3	1.9		20<L≤30	4m程度	鉄道用高所作業車		
5	明石錦江歩道橋	夜	52.9	6.0		50<L≤100	4m程度	高所作業車h=12m	○	
6	明石駅前歩道橋	夜	102.3	3.9		100<L≤200	4m程度	高所作業車h=12m	○	
7			0.0							
8			0.0							
9			0.0							
10			0.0							
11			0.0							
12			0.0							
13			0.0							
14			0.0							
15			0.0							
16			0.0							
17			0.0							
18			0.0							
19			0.0							
20			0.0							
21			0.0							
22			0.0							
23			0.0							
24			0.0							
25			0.0							
	合計	6	207.0		1				2	

近接点検条件按分表

番号	道路橋名	点検時間帯	近接点検延長計(m)	特定の溝橋等	近接点検条件別按分(橋)							合計(橋)
					地上及び梯子	高所作業車 h=12m	高所作業車 h=17m	橋梁点検車 BT-200	橋梁点検車 BT-400	点検用ボート	鉄道用高所作業車	
1	茜橋	昼	13.9		1.00							1.0
2	朝霧290号橋	昼	5.6	○	1.00							1.0
3	西明石310号橋	昼	4.0		1.00							1.0
4	藤江人道橋	夜	28.3								1.00	1.0
5	明石錦江歩道橋	夜	52.9			1.00						1.0
6	明石駅前歩道橋	夜	102.3			1.00						1.0
7			0.0									0.0
8			0.0									0.0
9			0.0									0.0
10			0.0									0.0
11			0.0									0.0
12			0.0									0.0
13			0.0									0.0
14			0.0									0.0
15			0.0									0.0
16			0.0									0.0
17			0.0									0.0
18			0.0									0.0
19			0.0									0.0
20			0.0									0.0
21			0.0									0.0
22			0.0									0.0
23			0.0									0.0
24			0.0									0.0
25			0.0									0.0
	合計	6	207.0	1	3.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	

計画準備

橋梁条件		橋梁幅員条件				合計 (橋)
		4m程度	8m程度	12m程度	20m程度	
橋長条件 (m)	2以上5以下	1	0	0	0	1
	5を超え10以下	0	1	0	0	1
	10を超え15以下	0	0	0	1	1
	15を超え20以下	0	0	0	0	0
	20を超え30以下	1	0	0	0	1
	30を超え50以下	0	0	0	0	0
	50を超え100以下	1	0	0	0	1
	100を超え200以下	1	0	0	0	1
	200を超える	0	0	0	0	0
合計 (橋)		4	1	0	1	6

橋梁定期点検（昼間）

橋梁条件		橋梁幅員				合計 (橋)	
		4m程度	8m程度	12m程度	20m程度		
特定の溝橋	橋長 (m)	2以上5以下	0	0	0	0	0
		5を超え10以下	0	1	0	0	1
		10を超え15以下	0	0	0	0	0
		15を超える	0	0	0	0	0
特定の溝橋を除く	橋長 (m)	2以上5以下	1	0	0	0	1
		5を超え10以下	0	0	0	0	0
		10を超え15以下	0	0	0	1	1
		15を超え20以下	0	0	0	0	0
		20を超え30以下	0	0	0	0	0
		30を超え50以下	0	0	0	0	0
		50を超え100以下	0	0	0	0	0
		100を超え200以下	0	0	0	0	0
		200を超える	0	0	0	0	0
合計 (橋)			1	1	0	1	3

橋梁定期点検（夜間）

橋梁条件		橋梁幅員				合計 (橋)	
		4m程度	8m程度	12m程度	20m程度		
特定の溝橋	橋長 (m)	2以上5以下	0	0	0	0	
		5を超え10以下	0	0	0	0	
		10を超え15以下	0	0	0	0	
		15を超える	0	0	0	0	
特定の溝橋を除く	橋長 (m)	2以上5以下	0	0	0	0	
		5を超え10以下	0	0	0	0	
		10を超え15以下	0	0	0	0	
		15を超え20以下	0	0	0	0	
		20を超え30以下	1	0	0	0	1
		30を超え50以下	0	0	0	0	0
		50を超え100以下	1	0	0	0	1
		100を超え200以下	1	0	0	0	1
		200を超える	0	0	0	0	0
合計 (橋)		3	0	0	0	3	

点検結果とりまとめ

橋梁条件		橋梁幅員条件				合計 (橋)
		4m程度	8m程度	12m程度	20m程度	
橋長条件 (m)	2以上5以下	1	0	0	0	1
	5を超え10以下	0	1	0	0	1
	10を超え15以下	0	0	0	1	1
	15を超え20以下	0	0	0	0	0
	20を超え30以下	1	0	0	0	1
	30を超え50以下	0	0	0	0	0
	50を超え100以下	1	0	0	0	1
	100を超え200以下	1	0	0	0	1
	200を超える	0	0	0	0	0
合計 (橋)		4	1	0	1	6

報告書作成

橋梁条件		橋梁幅員条件				合計 (橋)
		4m程度	8m程度	12m程度	20m程度	
橋長条件 (m)	2以上5以下	1	0	0	0	1
	5を超え10以下	0	1	0	0	1
	10を超え15以下	0	0	0	1	1
	15を超え20以下	0	0	0	0	0
	20を超え30以下	1	0	0	0	1
	30を超え50以下	0	0	0	0	0
	50を超え100以下	1	0	0	0	1
	100を超え200以下	1	0	0	0	1
	200を超える	0	0	0	0	0
合計 (橋)		4	1	0	1	6

明石駅前歩道橋ほか橋梁定期点検業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本特記仕様書は、明石市都市局道路安全室道路整備課（以下「発注者」という。）が発注する明石市橋梁定期点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2条（業務目的）

本業務は、橋梁の各部材の状態を把握、診断し、当該橋梁に必要な措置を特定すること、橋梁長寿命化修繕計画策定及び維持管理を適切に行うために必要な情報を収集することを目的とし、発注者が指示する「兵庫県道路橋定期点検要領（明石市版）（案）（令和2年4月）」（以下「点検要領」という。）に基づき実施するものとする。また、「道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）（平成31年2月）」を参考資料として使用するものとする。

第3条（通則）

本業務は、本特記仕様書及び設計図書によるほか、以下の図書や関係法令を準拠し、実施するものとする。

なお、本特記仕様書及び設計図書等に明記なき事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、これを定めるものとする。

- ①土木設計業務等委託必携（兵庫県土木部）（最新版）
- ②その他関係法令

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約書に定めた期日とする。

第5条（調査の体制）

受注者は本業務を適正に行うため、必要な知識及び経験、技能を有する以下の者を配置すること。

（1）橋梁点検員

橋梁点検員は、橋梁点検を実施し、近接目視により橋梁の各部材の状態を把握し、評価するものとする。

なお、橋梁点検員は別表1において点検業務欄に○印が付されている資格の保有者とする。

現地において点検を実施する1単位の調査体制を「班」として、各班に必ず1名の橋梁点検員を配置しなければならない。受注者は、橋梁点検員を配置したときには、点検を実施するまでに担当技術者届（様式-7）、担当技術者経歴書（様式-8）を発注者に提出するものとする。

(2) 管理技術者

本業務の管理技術者は、別表 1 において診断業務欄に○印が付されている資格の保有者とする。
なお、管理技術者は橋梁点検員を兼務することができる。

(3) 照査技術者

本業務の照査技術者は、別表 1 において診断業務欄に○印が付されている資格の保有者とする。
なお、照査技術者は橋梁点検員、管理技術者を兼務することはできない。

第 6 条（関係官公庁の手続き等）

本業務履行のために必要な関係官公庁等に対する諸手続は、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

第 7 条（中間成果の提出）

受注者は、業務の途中において発注者より中間成果を求められた時は協議の上、提出するものとする。

第 8 条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

第 9 条（秘密の保持）

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。また、本業務の検査完了後も同様とする。なお、個人情報に係る資料の取り扱いについても、細心の注意を持って作業すること。

第 10 条（貸与資料）

本業務を実施するに当たり、下記の資料を貸与する。

- ①対象橋梁の諸元等の台帳データ
- ②過去の点検結果などの基本データ

第 2 章 業務内容

第 11 条（業務概要）

業務概要は以下のとおりであり、別表（数量計算書）に記載の橋梁を対象とする。なお、協議等により対象橋梁が変更となる場合は、発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- ① 計画準備
- ② 資料収集、整理
- ③ 部材番号図作成
- ④ 実施計画書作成

- ⑤ 現地踏査
- ⑥ 橋梁点検
- ⑦ 損傷が深刻な橋梁の抽出
- ⑧ 健全性の診断
- ⑨ 報告書作成
- ⑩ 設計協議

第12条（計画準備）

業務実施に際しては、本業務内容を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制等について検討した上で、業務計画書を作成する。また、水位や植生、ハチの巣など点検における障害や当初点検方法により円滑に点検が実施できるかどうか確認するために現地調査を実施すること。

第13条（資料収集、整理）

対象となる橋梁の橋梁台帳や橋梁調書、過去の点検結果などの既存資料を収集し、橋梁点検を行う上で必要となる情報を整理し、橋梁の幅員及び橋長並びに橋梁点検に必要な点検機材や作業車の駐車スペース等を確認する。

第14条（部材番号図作成）

過去の点検において部材番号図及び損傷図が作成されており、その電子データが現存するものについては時点修正作業を含むものとする。また、現地調査の結果、橋梁拡幅など構造変更による部材番号図の修正が必要となる場合及び新規作成が必要な場合は、作成の必要性も含め発注者と協議するものとする。

第15条（実施計画書作成）

資料収集、整理、事前踏査により作業上必要な資料を収集した上で、実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②対象橋梁位置図
- ③点検実施方針（点検方法）
- ④実施体制
- ⑤実施工程表
- ⑥仮設備計画
- ⑦使用機械
- ⑧安全管理計画
- ⑨連絡体制
- ⑩その他発注者が必要と認めたもの

第16条（現地踏査）

橋梁点検車等の使用に道路規制が必要な場合は前回点検の資料を参考にするを基本とするが、資料がない場合、もしくは過去の資料が現地に即さない場合は、必要に応じて現地踏査を行い、踏査報告書を作成するとともに規制に必要な資料を作成すること。

第17条（橋梁点検）

橋梁点検は、道路橋の各部材の状態を把握し、当該道路橋に必要な措置を特定すること及び、道路橋に係る維持管理を適切に行うために必要な最小限の情報を得ることを目的とする。また、損傷が深刻で緊急対策や架替えが必要であると考えられる橋梁の抽出を行うことも目的としている。

橋梁点検作業において、国土交通省が公表している「道路橋定期点検要領（平成31年2月）」における判定区分Ⅳもしくは、それ相当で判定に苦慮する橋梁については、直ちに発注者に報告するとともに指示を仰ぐこと。

橋梁点検では、「点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うことを原則とする。

「点検要領」のとおり、「道路橋定期点検要領（平成31年2月）」の付録1別紙2の様式1様式2についても作成するものとする。

橋梁点検車や梯子等では近接目視が困難である橋梁については、発注者と協議の上、ゴムボート、足場等の使用について決定するものとする。

損傷を発見した場合は、部位、部材の評価単位毎、点検項目毎に損傷の状況を把握することとする。

第18条（損傷が深刻な橋梁の抽出）

橋梁点検の結果から、安全で円滑な交通の確保が困難であり、直ちに緊急対策を実施する必要がある橋梁、又は損傷が深刻であり、修繕しても安全性が確保されないと考えられる橋梁（架替えが必要である橋梁）を、「点検要領」に基づいて抽出する。

第19条（健全性の診断）

橋梁点検の結果を踏まえ、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と、橋梁毎の健全性の診断を行う。

第20条（報告書作成）

橋梁点検結果について、「点検要領」に基づきMicrosoft Excelにて点検要領の様式を作成し記録するものとし、ファイル名の命名規則は国土交通省の命名規則に即す。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行い、点検要領の様式や別途指示する様式に記録する。

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等を取りまとめ、報告書を作成する。

第21条（設計協議）

本業務の打合せは、初回、中間、最終の計3回行うものとする。また、疑義が生じた場合や発注者が要求した場合には、その都度速やかに打合せするものとする。

重要な事項についての指示、承認又は協議した内容を打合せ記録簿に記録し、発注者、受注者の両者が確認の上、各々1部以上保管するものとする。

第22条（機械器具費、仮設費）

点検を実施するために必要な機械器具費は前回の点検結果を基に計上しているが、現場条件及び警察協議等により変更となる場合は、発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。

藤江人道橋については山陽電気鉄道本線を跨ぐため、山陽電気鉄道株式会社と協議を行い、その結果を遵守すること。

なお、本橋の点検にあたり、軌陸高所作業車の回送、電線路防護及び線路近接作業に伴う立会については山陽電気鉄道株式会社にて実施するものとし、その費用を計上している。

藤江人道橋のおよその作業予定時間は下記を想定しているが、上記のとおり協議結果を遵守すること。

- ・線路閉鎖時間 0：30－4：00
- ・き電停止時間 1：10－3：30
- ・現地作業時間 上記線路閉鎖時間内に行い、電車線付近の作業はき電停止時間とする。
軌陸車の搬入・搬出時間は、上記線路閉鎖時間内に搬入・搬出すること。

第23条（安全費）

点検車等を使用する場合に、交通障害の防止と現場の安全確保のため、交通誘導警備員を配置することとする。

交通誘導警備員については、前回の点検結果を基に下記のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果に従い適正に配置し、道路使用許可証（警察署提出）を遵守すること。打合せ結果または条件変更等に伴い、員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

橋名	員数	編成	昼夜間別	作業予定時間
明石錦江歩道橋	2人／日	交通誘導警備員A：1名 交通誘導警備員B：1名	夜間	20：00－5：00
明石駅前歩道橋	2人／日	交通誘導警備員B：2名	夜間	23：30－5：30

※明石駅前歩道橋はバス会社と協議を行い、その結果を遵守すること。

なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A：警備の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警

備員または2級検定合格警備員。

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの。

第24条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。また、点検データについては、「市町橋梁マネジメントシステム」に登録するものとする。

- ・製本版(A4版) …………… 1部
- ・電子納品(CD-R) …………… 1部

第25条（再委託）

本業務における「主たる部分」は、明石市業務委託契約約款第6条第1項及び設計業務等共通仕様書第1128条第1項に規定するほか、次のとおりとする。

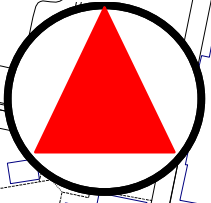
- ・近接目視による状態の把握
- ・部材等の状態を評価

なお、「主たる部分」以外を再委託する場合は、明石市業務委託契約約款第6条第2項及び設計業務等共通仕様書第1128条第3項に基づき、発注者の承諾を得ること。

別表1

番号	資格名	種別	点検 業務	診断 業務
1	技術士	総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート	○	○
2	技術士	建設部門：鋼構造及びコンクリート	○	○
3	RCCM	鋼構造及びコンクリート	○	
4	道路橋点検士		○	
5	道路橋点検士補		○	
6	上級土木技術者	(橋梁) コースB	○	
7	上級土木技術者	(メンテナンス) コースA	○	
8	上級土木技術者	(鋼・コンクリート) コースA	○	
9	上級土木技術者	(鋼・コンクリート) コースB	○	
10	コンクリート診断士		○	
11	一級構造物診断士		○	
12	土木鋼構造診断士		○	

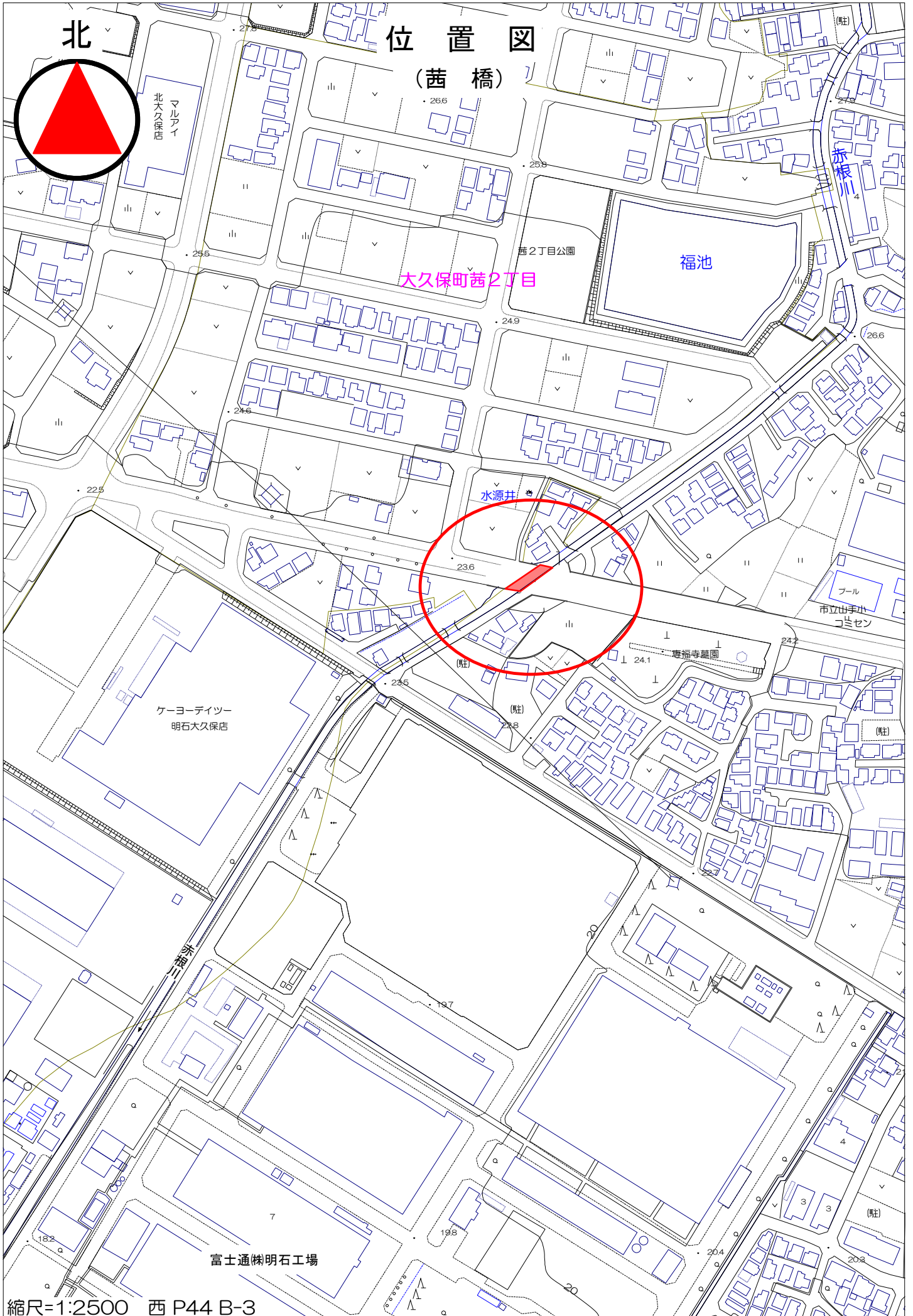
北



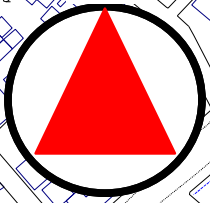
位置図

(茜橋)

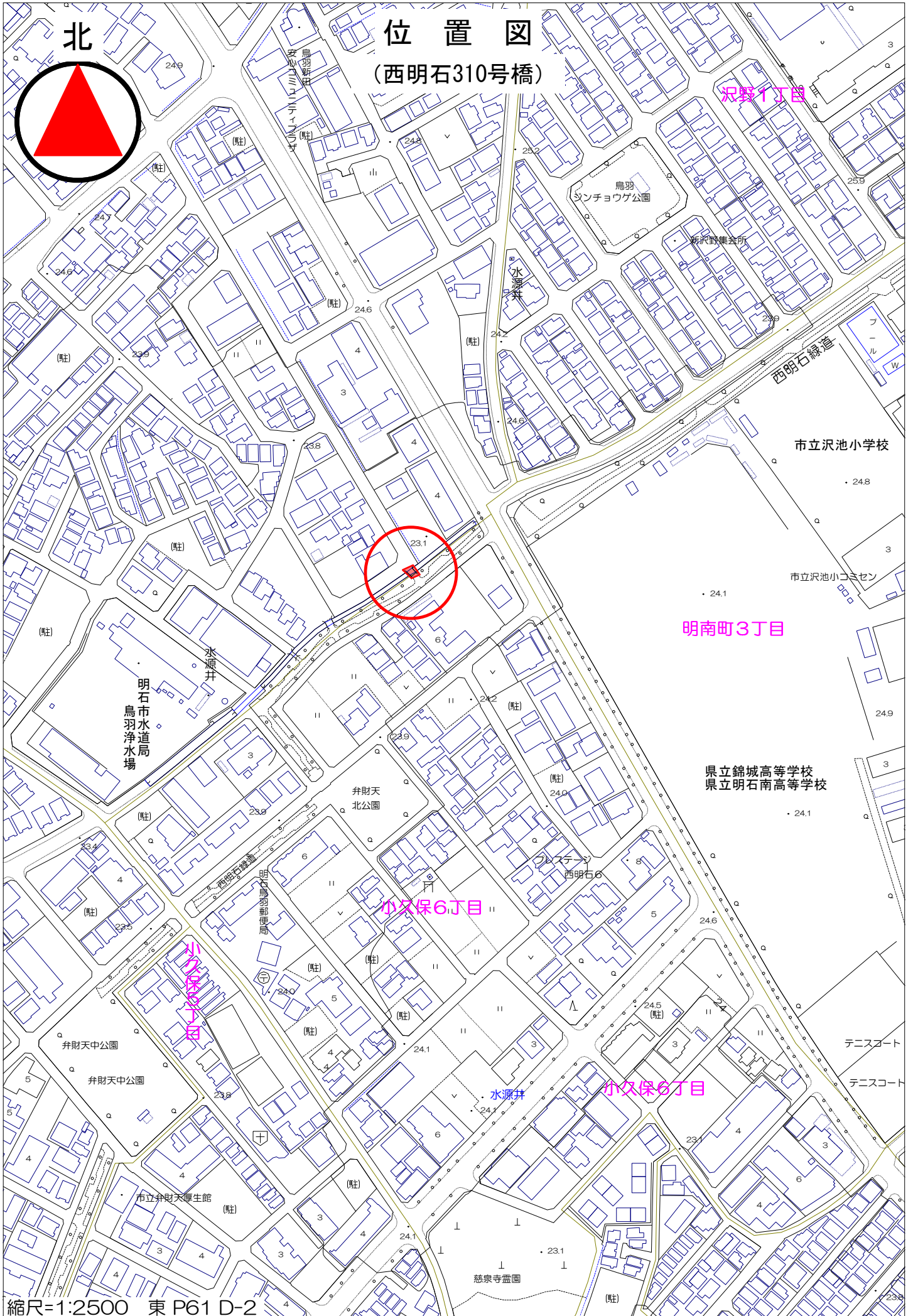
大久保町茜2丁目



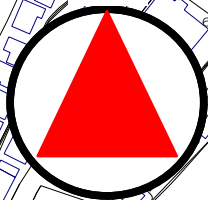
北



位置図 (西明石310号橋)

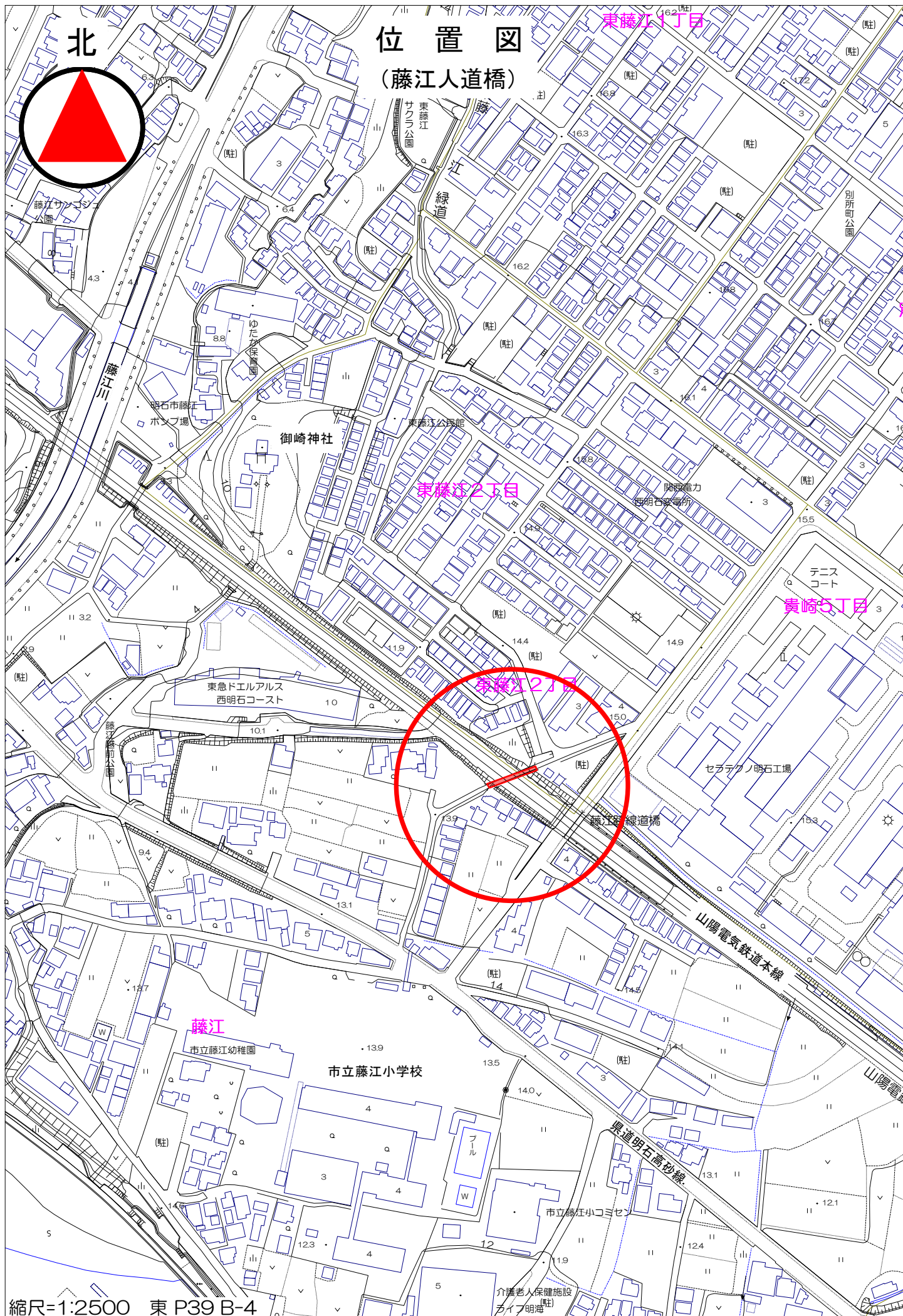


北



位置図

(藤江人道橋)



東藤江1丁目

東藤江2丁目

東藤江2丁目

貴崎5丁目

藤江

市立藤江小学校

藤江線道橋

山陽電気鉄道本線

県道明石高砂線

